

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 石油産業情報化推進調査

経済産業省の標記業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 公共サービスの内容に関する事項

##### 【論点】

使用するシステムの詳細資料を添付すべき。また、システムを使用することが前提であれば、そのような書きぶりにするべき。

##### 【対応】

別添資料として、システムのマニュアルを添付した（別添 17、P110）。また、システムについて「使用するか否かは自由」という記述から、「原則使用することとするが、経済産業省が認める代替え手段があればそれを使用することも認める」という記述に修正を行った（実施要項案 5 頁）。

#### 2. 業務の引継ぎに関する事項

##### 【論点】

引継ぎの記述について、主体を明確にするべきではないか。

##### 【対応】

民間事業者が主体となって行う内容として整理した（実施要項案 7 頁）。

#### 3. 確保されるべき公共サービスの質に関する事項

##### 【論点】

業者の参入リスクを軽減してあげるため、調査票回収率の目標 100%を達成できなかった場合の経済産業省の協力について記載するべきではないか。

##### 【対応】

提出の遅延や拒否等があった場合には、経済産業省と連携して目標の達成に向けた督促等を行う旨を記載した（実施要項案 12 頁）。

#### **4. 落札者を決定するための評価の基準に関する事項**

**【論点】**

類似調査実績、専門的知識及びノウハウについて、どのようなものを求めているのかを明記すべき。

**【対応】**

求める類似調査実績、専門的知識及びノウハウについて、それぞれ詳細を記述した（実施要項案 17～18 頁）。

#### **5. 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項**

**【論点】**

添付されていない資料についても、要望があれば積極的に開示するという姿勢を示せないか。

**【対応】**

詳細情報について、開示要求があれば、法令又は機密性等に問題のない範囲で開示に応じる旨を記載した（実施要項案 29 頁）。

#### **6. パブリックコメントを踏まえた修正**

**【論点】**

提出された意見（1 者 4 件）を踏まえ、必要な見直しが行われているか。

**【対応】**

4 月 1 日からとしていた業務の引継ぎについて、引継ぎ期間を可能な限り長く確保するため、落札者決定後速やかに行うように見直しを行った（実施要項案 7、13～14 頁）。

以上